

衆議院安全保障委員会ニュース

平成 21.3.17 第 171 回国会第 3 号

3 月 17 日（火）第 3 回の委員会が開かれました。

1 国の安全保障に関する件（アデン湾における海賊対処のための海上警備行動等）

- ・ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための海上における警備行動の発令について、浜田防衛大臣から報告を聴取しました。
- ・浜田防衛大臣、橋本外務副大臣、加納国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

松本剛明君（民主）

- ・自衛隊法第 82 条の解釈として、海上警備行動の保護対象となる船舶の範囲を、政府部内のどこで、どのような手続で決定したのか。
- ・「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」に基づく海賊対処のための武器使用について、政府は、警察活動であるから武力行使に当たらないと解釈していると理解していいのか。
- ・「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」における「海賊行為」の定義にある「私的目的」に含まれるものは何で、含まれないものは何か。政府は、「国又は国に準ずる者」が海賊行為に係った場合、「私的目的」に当たらないと解釈していると理解していいのか。

赤嶺政賢君（共産）

- ・ソマリアの元漁民が海賊行為を行うようになった原因であると指摘されているソマリア周辺海域における先進国による違法漁業や有害物質の不法投棄の調査結果について、橋本外務副大臣に伺いたい。
- ・補給支援特措法に基づき海上自衛隊の補給艦が、米軍が主体である CTF150 という多国籍軍に給油を行ってきたということは、ソマリアに空爆を行っていた米軍に支援を行ってきたということではないか、浜田防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・ソマリアの海賊問題を解決するためには、ソマリア本土における内戦を終結させなければならないと考えるが、橋本外務副大臣の見解を伺いたい。

照屋寛徳君（社民）

- ・海賊がソマリアの若者のあこがれの職業になっているとするソマリアを管轄する駒野駐エチオピア大使の発言について、浜田防衛大臣の見解を伺いたい。

- ・ソマリアの海賊は、元々は漁民であったとか、武装した部族集団であるとか、様々な意見があるが、浜田防衛大臣は、ソマリアの海賊に対して、どのような認識を有しているのか伺いたい。また、武装した部族集団であれば、「国又は国に準ずる者」に該当する可能性があるのではないのか、浜田防衛大臣に伺いたい。
- ・自衛隊法第 82 条に基づく海上警備行動は、我が国主権を侵害する行為に対する警備であって、その行動の範囲は領海・排他的経済水域に限られるのではないのか。また、同行動による「公共の秩序の維持」は「自衛のため」の範囲で行われなければ、憲法第 9 条に違反するのではないのか。

下地幹郎君（国民）

- ・浜田防衛大臣は、本委員会で述べた所信において、「自衛隊による海賊対処については、新法を整備した上で対応することが基本であると一貫して申し上げてきた」としているにもかかわらず、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のため、海上警備行動を発令し、護衛艦を出発させたことは、浜田防衛大臣の本意ではなかったのではないのか。
- ・ソマリア沖・アデン湾における海賊問題への対処については、強引に海上警備行動を発令するのではなく、与野党で早期から協力し、民生支援を組み込んだ法律案とする等の工夫をして、野党・国民の理解を得やすくすれば、新法は速やかに実現できたと思うが、浜田防衛大臣の認識を伺いたい。